

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2018年8月9日
【四半期会計期間】	第125期第1四半期（自 2018年4月1日 至 2018年6月30日）
【会社名】	シャープ株式会社
【英訳名】	Sharp Corporation
【代表者の役職氏名】	取締役会長兼社長 戴 正 呉
【本店の所在の場所】	堺市堺区匠町1番地
【電話番号】	(072)282 - 1221(代表)
【事務連絡者氏名】	管理統轄本部 管理本部 経理部長 岸 昭彦
【最寄りの連絡場所】	堺市堺区匠町1番地
【電話番号】	(072)282 - 1221(代表)
【事務連絡者氏名】	管理統轄本部 管理本部 経理部長 岸 昭彦
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【企業情報】

## 第1 【企業の概況】

## 1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第124期 第1四半期 連結累計期間	第125期 第1四半期 連結累計期間	第124期
会計期間	自 2017年4月1日 至 2017年6月30日	自 2018年4月1日 至 2018年6月30日	自 2017年4月1日 至 2018年3月31日
売上高 (百万円)	506,427	533,858	2,427,271
経常利益 (百万円)	17,183	21,286	89,320
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純利益 (百万円)	14,477	19,202	70,225
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	22,735	23,752	84,016
純資産額 (百万円)	331,849	403,617	401,713
総資産額 (百万円)	1,808,288	1,833,762	1,908,461
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	21.52	29.22	106.07
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)	17.74	23.25	85.60
自己資本比率 (%)	17.5	20.9	19.8
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	345	32,358	105,270
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	23,420	66,371	126,006
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	2,465	20,743	29,133
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	428,557	286,162	404,001

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3 当社は2017年10月1日付で、普通株式及びC種種類株式についていずれも10株につき1株の割合で株式併合を実施しております。前連結会計年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり四半期(当期)純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益を算定しております。

4 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を当第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、前第1四半期連結累計期間及び前連結会計年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

## 2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社及び当社の関係会社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社の異動は、以下のとおりであります。

(スマートホーム、アドバンスディスプレイシステム)

前連結会計年度まで持分法適用非連結子会社であったSharp Hong Kong Limitedは、当第1四半期連結会計期間において重要性が高まったため、連結の範囲に含めております。

(IoTエレクトロデバイス)

前連結会計年度まで持分法適用非連結子会社であったSharp Hong Kong Limitedは、当第1四半期連結会計期間において重要性が高まったため、連結の範囲に含めております。また、SAIGON STEC Co.,LTD.は、当第1四半期連結会計期間において買収したため、連結の範囲に含めております。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスク、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

### 2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、四半期報告書提出日現在において判断したものであります。

なお、「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を当第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、財政状態については遡及処理後の前連結会計年度末の数値で比較を行っております。

#### (1) 財政状態及び経営成績の状況

当第1四半期連結累計期間における我が国経済は、企業収益や雇用情勢が改善し、個人消費や輸出は持ち直すなど、緩やかに回復しました。また海外の景気は、米国やユーロ圏で景気の回復が続く中、中国でも持ち直しの動きが続くなど、総じて緩やかに上昇しました。

こうした中、当社グループでは、「8KとAIoTで世界を変える」という事業ビジョンを掲げ、2017年5月26日に発表した「2017～2019年度 中期経営計画」の達成に向け、「人に寄り添うIoT」「8Kエコシステム」をキーワードに事業拡大に取り組みました。

動画撮影中にAIが自動で静止画の撮影を行う「AQUOS R2 1」を商品化、AIoTクラウドサービスに対応したウォーターオープン「ヘルシオ 2」を発売するなど、独自商品・特長デバイスの創出に努めました。さらに、「ペットケアモニター 3」、「犬向けバイタル計測サービス 4」による、ペット事業への参入を発表するなど、ブランド力の強化を図りました。

当第1四半期連結累計期間の業績は、アドバンスディスプレイシステムを除いたセグメントの売上が増加し、売上高が533,858百万円（前年同四半期比105.4%）となりました。営業利益は、スマートホーム、スマートビジネスソリューション、アドバンスディスプレイシステムが大幅に改善し、24,801百万円（前年同四半期比145.0%）となりました。経常利益は21,286百万円（前年同四半期比123.9%）、親会社株主に帰属する四半期純利益は19,202百万円（前年同四半期比132.6%）となりました。

- 1 世界で初めて「動画用」と「静止画用」の2つのアウトカメラを搭載し、動画と静止画を同時に撮影できるスマートフォン。詳細につきましては、2018年5月8日公表の「スマートフォン AQUOS R2を商品化」をご覧ください。  
<http://www.sharp.co.jp/corporate/news/180508-b.html>
- 2 スマートスピーカーで献立相談が可能なウォーターオープン。詳細につきましては、2018年5月17日公表の「ウォーターオープン「ヘルシオ」3機種を発売」をご覧ください。  
<http://www.sharp.co.jp/corporate/news/180517-a.html>
- 3 尿の量や回数、体重などを計測し、クラウドで記録・解析して飼い主のスマートフォンに通知することで、猫の健康管理をサポートする、システムトイレ型 ペットケアモニター。詳細につきましては、2018年6月11日公表の「猫用システムトイレ型 ペットケアモニター〈HN-PC001〉を発売」をご覧ください。  
<http://www.sharp.co.jp/corporate/news/180611-a.html>
- 4 犬の自律神経バランスをはじめ、呼吸数・心拍数のデータを利用者に提供するサービス。詳細につきましては、2018年6月11日公表の「ペット事業者・研究機関対象「犬向けバイタル計測サービス」を開始」をご覧ください。  
<http://www.sharp.co.jp/corporate/news/180611-b.html>

セグメントの業績は、概ね次のとおりであります。

#### スマートホーム

携帯電話や掃除機が大きく伸長したほか、エアコンや洗濯機、冷蔵庫の販売も増加し、売上高は150,519百万円（前年同四半期比 115.6%）となりました。利益面では、携帯電話等の増収に伴う利益の増加に加え、継続的なコストダウンに取り組んだこともあり、セグメント利益は11,892百万円（前年同四半期比 119.9%）となりました。

## スマートビジネスソリューション

海外の複合機が伸長したことに加え、経費削減に取り組んだことから、売上高は78,602百万円（前年同四半期比 108.9%）、セグメント利益は3,673百万円（前年同四半期比 120.7%）となりました。

## IoTエレクトロデバイス

スマートフォン向けカメラモジュールやセンサモジュールのほか、半導体など独自デバイスが伸長し、売上高は111,238百万円（前年同四半期比 133.6%）となりました。利益面では、増収による利益の増加に加え、コストダウンにも取り組みましたが、成長投資に伴う償却費の増加などがあり、セグメント利益は993百万円（前年同四半期比 56.5%）となりました。

## アドバンスディスプレイシステム

欧州やアジアの液晶テレビ、大手顧客向けスマートフォン用パネル、PC・タブレットや車載向け中型パネルは売上伸長しましたが、中国液晶テレビ事業において、流通在庫を勘案し販売を抑制したことや、中国向けスマートフォン用パネルの販売が減少したことから、売上高は211,166百万円（前年同四半期比 84.6%）となりました。利益面では、売上高は減少したものの、コストダウンやPC・タブレット用中型パネル、車載用パネルの売上比率増加により収益性が大きく改善し、セグメント利益は10,535百万円（前年同四半期比 155.6%）となりました。

当第1四半期連結会計期間末の財政状態については、資産合計が、前連結会計年度末に比べ74,699百万円減少の1,833,762百万円となりました。これは、たな卸資産が増加した一方、現金及び預金が減少したことなどによるものであります。負債合計は、支払手形及び買掛金が減少したことなどから、前連結会計年度末に比べ76,604百万円減少の1,430,144百万円となりました。また、純資産合計は、配当金の支払により利益剰余金が減少したものの、親会社株主に帰属する四半期純利益の計上やその他の包括利益累計額の増加により、前連結会計年度末に比べ1,904百万円増加し、403,617百万円となりました。

## (2) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下、「資金」といいます。）残高は、前連結会計年度末に比べ117,839百万円減少し、286,162百万円となりました。

### （営業活動によるキャッシュ・フロー）

当第1四半期連結累計期間において営業活動による資金の支出は、32,358百万円であり、前第1四半期連結累計期間に比べ32,012百万円増加しました。これは、前第1四半期連結累計期間に比べて、売上債権の増減額が63,883百万円減少したものの、仕入債務の増減額が54,418百万円減少したほか、たな卸資産の増減額が23,972百万円増加したことなどによるものであります。

### （投資活動によるキャッシュ・フロー）

当第1四半期連結累計期間において投資活動による資金の支出は、66,371百万円であり、前第1四半期連結累計期間に比べ42,950百万円増加しました。これは、前第1四半期連結累計期間に比べて、定期預金の預入による支出が6,433百万円減少したものの、有形固定資産の取得による支出が35,448百万円増加したほか、投資有価証券の取得による支出が5,637百万円増加したことなどによるものであります。

### （財務活動によるキャッシュ・フロー）

当第1四半期連結累計期間において財務活動による資金の支出は、20,743百万円であり、前第1四半期連結累計期間に比べ18,278百万円増加しました。これは、前第1四半期連結累計期間に比べて、短期借入金の純増減額が減少から増加に転じたものの、配当金の支払が21,011百万円あったことなどによるものであります。

## (3) 経営方針、経営環境及び対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、経営方針、経営環境及び対処すべき課題について重要な変更はありません。

## (4) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間における当社グループ全体の研究開発費は30,451百万円であります。なお、当第1四半期連結累計期間において、研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因

「第2 事業の状況 1 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

(6) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

「(2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおり、当第1四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物の残高は、前連結会計年度末に比べ1,178億円減少し、2,861億円となりました。これは、6年ぶりに実施した配当金の支払210億円を行ったこと、496億円の設備関連費用等の支払が発生したこと、また、第2四半期連結会計期間以降の販売に係るたな卸資産を確保したこと等によるものです。また、当第1四半期連結会計期間末における借入金及びリース債務を含む有利子負債残高は、前連結会計年度末に比べ100億円増加し、6,478億円となりました。今後の需要動向を勘案し、引き続きたな卸資産残高の適正化や効率的な設備投資の実施に努め、キャッシュ・フローの改善を図ります。

一方、当第1四半期連結会計期間末の純資産合計は、総額210億円の配当を行ったものの、192億円の親会社株主に帰属する四半期純利益の計上等により、前連結会計年度末に比べ19億円増加し、4,036億円となりました。また自己資本比率は20.9%と、6年3ヶ月ぶりに20%を上回りました。

なお、当社は、2018年6月5日開催の取締役会において、当社普通株式の発行及び当社のA種種類株式の取得による財務基盤のより一層の強化を軸とした「資本財務再構築プラン」等について決議し、同日、A種種類株式を保有する(株)みずほ銀行及び(株)三菱UFJ銀行（以下、「A種種類株主」といいます。）との間で「自己株式取得に関する契約書」を締結しましたが、その後、株式市場の不安定度が増したため、新株式発行等を継続することはステークホルダーの利益を最大化するには至らないものと判断し、同日29日開催の取締役会において普通株式の発行を中止することを決議しました。しかしながら、「資本の質的向上」の観点から、普通株式を対価とする取得請求権や高配当率の優先配当権を有するA種種類株式を速やかに取得・消却する意義は大きいと考えており、手元資金を活用し、早期にA種種類株式を取得すべく、A種種類株主との協議を進めてまいります。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、新たに締結した経営上の重要な契約等は、次のとおりであります。

(その他の契約)

相手先	国名 又は 地域	契約内容
(株)みずほ銀行 (株)三菱UFJ銀行	日本 日本	2018年6月5日開催の取締役会において、普通株式の発行を条件としてA種種類株式の取得に係る事項を決議し、A種種類株式を保有する(株)みずほ銀行及び(株)三菱UFJ銀行との間で「自己株式取得に関する契約書」を締結いたしました。

(注) 1 上記は当社との契約であります。

2 この四半期報告書提出日までにA種種類株式の取得は行われておりません。

### 第3 【提出会社の状況】

#### 1 【株式等の状況】

##### (1) 【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,000,000,000
A種種類株式	200,000
C種種類株式	1,136,363
計	1,000,000,000

(注) 1 当社の各種類株式の発行可能種類株式総数の合計は1,001,336,363株であり、当社定款に定める発行可能株式総数1,000,000,000株を超過しますが、発行可能種類株式総数の合計が発行可能株式総数以下であることは、会社法上要求されておりません。

2 当社は、2018年6月5日開催の取締役会において、普通株式の発行を条件としてA種種類株式の取得に係る事項を決議し、同日、A種種類株主との間で「自己株式取得に関する契約書」を締結いたしました。また、同月22日開催の取締役会において普通株式の発行及びA種種類株式の取得を条件とする同株式の消却を決議いたしました。しかしながら、同月29日開催の取締役会において普通株式の発行を中止することを決議しました。これによりA種種類株式の取得及び消却は行われておりません。

###### 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (2018年6月30日)	提出日現在発行数(株) (2018年8月9日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	498,316,558	532,416,558	東京証券取引所 (市場第一部)	(注) 1 単元株式数 100株
A種種類株式 (当該種類株式は行使 価額修正条項付新株予約 権付社債券等です。)	200,000	200,000	非上場	(注) 2、3、4 単元株式数 1株
C種種類株式	1,136,363	795,363	非上場	(注) 1、5 単元株式数 1株
計	499,652,921	533,411,921	-	-

(注) 1 2018年6月22日開催の取締役会にて決議いたしました普通株式34,100,000株を対価とするC種種類株式341,000株の取得及び取得したC種種類株式の消却を本年7月23日に行いました。これにより、発行済株式総数は33,759,000株増加し、533,411,921株となっております。

2 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質は以下のとおりです。

###### (A種種類株式)

- (1) 普通株式の株価の下落により取得価額が下方に修正された場合、取得請求権の行使により交付される普通株式数が増加いたします。
- (2) 取得価額の修正基準及び修正頻度  
下記(注) 4 4.(3)及び(4)をご参照ください。
- (3) 取得価額の下限及び取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限
  - (a) 取得価額の下限  
100円とします。ただし、下記(注) 4 4.(5)により調整されます。
  - (b) 取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限  
2,000,000,000株(下記(注) 4 1.(4)に定義されるA種累積未払配当金相当額及び下記(注) 4 2.(3)に定義される日割未払優先配当金額が存在しないことを前提とします。また、下記(注) 4 4.(5)による調整を考慮しておりません。)

- (4) 当社の決定によるA種種類株式の全部又は一部の取得を可能とする旨の条項の有無  
下記(注)4 6.をご参照ください。

3 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に関する事項は以下のとおりです。

(A種種類株式)

- (1) 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第9項に規定するデリバティブ取引その他の取引の内容  
該当事項はありません。
- (2) 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項についての所有者との間の取決めの内容  
該当事項はありません。
- (3) 当社の株券の売買に関する事項についての所有者と当社との間の取決めの内容  
該当事項はありません。
- (4) 当社の株券の貸借に関する事項についての所有者と当社の特別利害関係者等との間の取決めの内容  
該当事項はありません。
- (5) その他投資者の保護を図るために必要な事項  
該当事項はありません。

4 A種種類株式の内容は、以下のとおりです。

1. 剰余金の配当

(1) 優先配当金

当社は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当の基準日（以下、「配当基準日」という。）の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種種類株式を有する株主（以下、「A種種類株主」という。）又はA種種類株式の登録株式質権者（A種種類株主と併せて以下、「A種種類株主等」という。）に対し、下記10.(1)に定める支払順位に従い、A種種類株式1株につき、下記(2)に定める額の金銭による剰余金の配当（かかる配当によりA種種類株式1株当たりを支払われる金銭を、以下、「A種優先配当金」という。）を行う。なお、A種優先配当金に、各A種種類株主等が権利を有するA種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

(2) 優先配当金の金額

A種優先配当金の額は、1,000,000円（以下、「払込金額相当額」という。）に、それぞれの半期事業年度毎に下記算式により算定される年率（以下、「A種優先配当年率」という。）を乗じて算出した額とする（除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。）。

$A種優先配当年率 = 日本円TIBOR(6か月物) + 2.5\%$

「日本円TIBOR(6か月物)」とは、各半期事業年度の初日（但し、当該日が銀行休業日の場合はその直前の銀行営業日）（以下、「A種優先配当年率決定日」という。）の午前11時における日本円6か月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート（日本円TIBOR）として一般社団法人全銀協TIBOR運営機関によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを指すものとする。当該日に日本円TIBOR(6か月物)が公表されていない場合は、A種優先配当年率決定日（当該日がロンドンにおける銀行休業日の場合にはその直前のロンドンにおける銀行営業日）において、ロンドン時間午前11時現在のReuters 3750ページに表示されるロンドン・インター・バンク・オファード・レート（ユーロ円LIBOR 6か月物（360日ベース））として、インターコンチネンタル取引所（ICE）によって公表される数値又はこれに準ずると認められる数値を、日本円TIBOR(6か月物)に代えて用いるものとする。なお、A種優先配当金の算出に際しては、配当基準日の属する事業年度の初日（但し、当該配当基準日が2016年3月末日に終了する事業年度に属する場合は、2015年6月30日）（同日を含む。）から当該配当基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日（但し、当該事業年度に閏日を含む場合は366日）として日割計算を行うものとする。但し、当該配当基準日の属する事業年度中の、当該配当基準日より前の日を基準日としてA種種類株主等に対し剰余金を配当したときは、当該配当基準日に係るA種優先配当金の額は、その各配当におけるA種優先配当金の合計額を控除した金額とする。

(3) 非参加条項

当社は、A種種類株主等に対しては、A種優先配当金及びA種累積未払配当金相当額（下記(4)に定める。）の額を超えて剰余金の配当を行わない。但し、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号口若しくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。



## (4) 累積条項

ある事業年度に属する日を基準日としてA種種類株主等に対して行われた1株当たりの剰余金の配当(当該事業年度より前の各事業年度に係るA種優先配当金につき本(4)に従い累積したA種累積未払配当金相当額(以下に定義される。)の配当を除く。)の総額が、当該事業年度に係るA種優先配当金の額(当該事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当が行われると仮定した場合において、上記(2)に従い計算されるA種優先配当金の額をいう。但し、かかる計算においては、上記(2)但書の規定は適用されないものとして計算するものとする。)に達しないときは、その不足額は、当該事業年度(以下、本(4)において「不足事業年度」という。)の翌事業年度以降の事業年度に累積する。この場合の累積額は、不足事業年度に係る定時株主総会(以下、本(4)において「不足事業年度定時株主総会」という。)の翌日(同日を含む。)から累積額がA種種類株主等に対して配当される日(同日を含む。)までの間、不足事業年度の翌事業年度以降の各半期事業年度に係るA種優先配当年率で、1年毎(但し、1年目は不足事業年度定時株主総会の翌日(同日を含む。)から不足事業年度の翌事業年度の末日(同日を含む。)までとする。)の複利計算により算出した金額を加算した金額とする。なお、当該計算は、1年を365日(但し、当該事業年度に閏日を含む場合は366日)とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。本(4)に従い累積する金額(以下、「A種累積未払配当金相当額」という。)については、下記10.(1)に定める支払順位に従い、A種種類株主等に対して配当する。

## 2. 残余財産の分配

## (1) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、A種種類株主等に対し、下記10.(2)に定める支払順位に従い、A種種類株式1株につき、払込金額相当額に、A種累積未払配当金相当額及び下記(3)に定める日割未払優先配当金額を加えた額(以下、「A種残余財産分配額」という。)の金銭を支払う。但し、本(1)においては、残余財産の分配が行われる日(以下、「分配日」という。)が配当基準日の翌日(同日を含む。)から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われないものとみなしてA種累積未払配当金相当額を計算する。なお、A種残余財産分配額に、各A種種類株主等が権利を有するA種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

## (2) 非参加条項

A種種類株主等に対しては、上記(1)のほか、残余財産の分配は行わない。

## (3) 日割未払優先配当金額

A種種類株式1株当たりの日割未払優先配当金額は、分配日の属する事業年度において、分配日を基準日としてA種優先配当金の支払がなされたと仮定した場合に、上記1.(2)に従い計算されるA種優先配当金相当額とする(以下、A種種類株式1株当たりの日割未払優先配当金額を「日割未払優先配当金額」という。)

## 3. 議決権

A種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

## 4. 普通株式を対価とする取得請求権

## (1) 普通株式対価取得請求権

A種種類株主は、2019年7月1日以降いつでも、当社に対して、下記(2)に定める数の普通株式(以下、「請求対象普通株式」という。)の交付と引換えに、その有するA種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること(以下、「普通株式対価取得請求」という。)ができるものとし、当社は、当該普通株式対価取得請求に係るA種種類株式を取得すると引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象普通株式を、当該A種種類株主に対して交付するものとする。

## (2) A種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数

A種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、普通株式対価取得請求に係るA種種類株式の数に、A種残余財産分配額を乗じて得られる額を、下記(3)乃至(6)で定める取得価額で除して得られる数とする。なお、本(2)においては、A種累積未払配当金相当額の計算及び日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をそれぞれ「普通株式対価取得請求の効力が生じた日」と読み替えて、A種累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額を計算する。また、普通株式対価取得請求に係るA種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付は行わない。

## (3) 当初取得価額

2019年7月1日に先立つ連続する30取引日の株式会社東京証券取引所(以下、「東京証券取引所」という。)が発表する当社の普通株式の普通取引の売買高加重平均価格(以下、「VWAP」という。)の平均値(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。以下同じ。)。但し、当初取得価額が100円(但し、下記(6)の調整を受ける。以下、「当初下限取得価額」という。)を下回る場合には、当初取得価額は当初下限取得価額とする。なお、当該30取引日の間に下記(5)に規定する事由が生じた場合、当

該VWAPの平均値は下記(5)に準じて当社が適当と判断する値に調整される。なお、「取引日」とは、東京証券取引所において当社普通株式の普通取引が行われる日をいい、VWAPが発表されない日は含まないものとし、以下同様とする。

(4) 取得価額の修正

取得価額は、2020年1月1日及びそれ以降の6か月毎の応当日（当該日が取引日でない場合には翌取引日とする。以下、「取得価額修正日」という。）において、各取得価額修正日に先立つ連続する30取引日（以下、本(4)において「取得価額算定期間」という。）の東京証券取引所が発表する当社の普通株式の普通取引のVWAPの平均値（なお、取得価額算定期間中に下記(5)に規定する事由が生じた場合、当該VWAPの平均値は下記(5)に準じて当社が適当と判断する値に調整される。）の95%に相当する額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）に修正され（以下、かかる修正後の取得価額を「修正後取得価額」という。）、修正後取得価額は同日より適用される。但し、修正後取得価額が当初取得価額の50%に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）（但し、下記(6)の調整を受ける。）又は当初下限取得価額のうちのいずれが高い方の金額（以下、「下限取得価額」という。）を下回る場合には、修正後取得価額は下限取得価額とし、また、修正後取得価額が当初取得価額の150%に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）（但し、下記(6)の調整を受ける。以下、「上限取得価額」という。）を上回る場合には、修正後取得価額は上限取得価額とする。

(5) 取得価額の調整

(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日の翌日又は株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日）以降これを適用する。

普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により、取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の併合の効力が生ずる日以降これを適用する。

下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、本(5)において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合又は合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下、「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。取得価額調整式における「1株当たり払込金額」は、金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。調整後取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下、「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\left( \begin{array}{l} \text{発行済普通株式数} \\ - \text{当社が保有する} \\ \text{普通株式の数} \end{array} \right) + \frac{\text{新たに発行する普通株式の数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{普通株式1株当たりの時価}}}{\left( \begin{array}{l} \text{発行済普通株式数} - \text{当社が保有する普通株式の数} \\ + \text{新たに発行する普通株式の数} \end{array} \right)}$$

当社に取得をさせることにより又は当社に取得されることにより、下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下、本において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行又は処分される株式の全てが当該対価の確定時点の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

行使することにより又は当社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。以下、本において同じ。）の合計額が下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行される新株予約権全てが当該対価の確定時点の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。但し、本による取得価額の調整は、当社又は当社の子会社の取締役、監査役又は従業員に対してストックオプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。

- (b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記乃至のいずれかに該当する場合には、当社はA種種類株主等に対して、予め書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行うものとする。

合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。

取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

その他、発行済普通株式数（但し、当社が保有する普通株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。

- (c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- (d) 取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日に先立つ連続する30取引日の東京証券取引所が発表する当社の普通株式の普通取引のVWAPの平均値とする。
- (e) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が0.1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。但し、本(e)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。

- (6) 上限取得価額、下限取得価額及び当初下限取得価額の調整  
上記(5)の規定により取得価額の調整を行う場合には、上限取得価額、下限取得価額及び当初下限取得価額についても、「取得価額」を「上限取得価額」、「下限取得価額」又は「当初下限取得価額」に読み替えた上で上記(5)の規定を準用して同様の調整を行う。
- (7) 普通株式対価取得請求受付場所  
株主名簿管理人事務取扱場所 東京都中央区八重洲一丁目2番1号  
みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
- (8) 普通株式対価取得請求の効力発生  
普通株式対価取得請求の効力は、普通株式対価取得請求に要する書類が上記(7)に記載する普通株式対価取得請求受付場所に到達したとき又は当該書類に記載された効力発生希望日のいずれか遅い時点に発生する。
- (9) 普通株式の交付方法  
当社は、普通株式対価取得請求の効力発生後、当該普通株式対価取得請求をしたA種種類株主に対して、当該A種種類株主が指定する株式会社証券保管振替機構又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより普通株式を交付する。

## 5. 金銭を対価とする取得請求権

### (1) 金銭対価取得請求権

A種種類株主は、2021年7月1日以降、償還請求日（以下に定義する。）における分配可能額（会社法第461条第2項に定める分配可能額をいう。以下、「償還請求可能額」という。）が正の値であるときに限り、毎月1日（当該日が取引日でない場合には翌取引日とする。）を償還請求が効力を生じる日（以下、「償還請求日」という。）として、償還請求日の60取引日前までに当社に対して書面による通知（撤回不能とする。以下、「償還請求事前通知」という。）を行った上で、当社に対して、金銭の交付と引換えに、その有するA種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること（以下、「償還請求」という。）ができるものとし、当社は、当該償還請求に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、当該償還請求に係るA種種類株式の数に、( )A種種類株式1株当たりの払込金額相当額に110%を乗じて得られる額並びに( )A種累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額の金銭を、A種種類株主に対して交付するものとする。なお、本(1)においては、A種累積未払配当金相当額の計算及び日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をそれぞれ「償還請求日」と読み替えて、A種累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額を計算する。但し、償還請求日において償還請求がなされたA種種類株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額が、償還請求日における償還請求可能額を超える場合には、償還請求がなされたA種種類株式の数に応じた比例按分の方法により、かかる金銭の額が償還請求可能額を超えない範囲内においてのみ当社はA種種類株式を取得するものとし、かかる方法に従い取得されなかったA種種類株式については、償還請求がなされなかったものとみなす。

### (2) 償還請求受付場所

株主名簿管理人事務取扱場所 東京都中央区八重洲一丁目2番1号  
みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部

### (3) 償還請求の効力発生

償還請求事前通知の効力は、償還請求事前通知に要する書類が上記(2)に記載する償還請求受付場所に到達したときに発生する。償還請求の効力は、当該償還請求事前通知に係る償還請求日において発生する。

## 6. 金銭を対価とする取得条項

当社は、2016年7月1日以降、当社の取締役会が別に定める日（以下、「金銭対価償還日」という。）が到来することをもって、A種種類株主等に対して、金銭対価償還日の60取引日前までに書面による通知（撤回不能とする。）を行った上で、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、A種種類株式の全部を取得することができる（以下、「金銭対価償還」という。）ものとし、当社は、当該金銭対価償還に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、当該金銭対価償還に係るA種種類株式の数に、( )A種種類株式1株当たりの払込金額相当額に110%を乗じて得られる額並びに( )A種累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額の金銭を、A種種類株主に対して交付するものとする。なお、本6.においては、A種累積未払配当金相当額の計算及び日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をそれぞれ「金銭対価償還日」と読み替えて、A種累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価償還に係るA種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

7. 譲渡制限

A種種類株式を譲渡により取得するには、当社の取締役会の承認を受けなければならない。

8. 自己株式の取得に際しての売主追加請求権の排除

当社が株主総会の決議によってA種種類株主との合意により当該A種種類株主の有するA種種類株式の全部又は一部を取得する旨を決定する場合には、会社法第160条第2項及び第3項の規定を適用しないものとする。

9. 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

- (1) 当社は、A種種類株式について株式の分割又は併合を行わない。
- (2) 当社は、A種種類株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
- (3) 当社は、A種種類株主には、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。

10. 優先順位

- (1) A種優先配当金、A種累積未払配当金相当額及び普通株式を有する株主又は普通株式の登録株式質権者（以下、「普通株主等」と総称する。）に対する剰余金の配当の支払順位は、A種累積未払配当金相当額が第1順位、A種優先配当金が第2順位、普通株主等に対する剰余金の配当が第3順位とする。
  - (2) A種種類株式及び普通株式に係る残余財産の分配の支払順位は、A種種類株式に係る残余財産の分配を第1順位、普通株式に係る残余財産の分配を第2順位とする。
  - (3) 当社が剰余金の配当又は残余財産の分配を行う額が、ある順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により剰余金の配当又は残余財産の分配を行う。
11. 会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無  
会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。
12. 議決権を有しないこととしている理由  
資本増強にあたり、既存の株主への影響を考慮したためであります。

5. C種種類株式の内容は、以下のとおりです。

1. 剰余金の配当

当社は、ある事業年度に属する日を基準日として剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当の基準日（以下、「配当基準日」という。）の最終の株主名簿に記載又は記録されたC種種類株式を有する株主（以下、「C種種類株主」という。）又はC種種類株式の登録株式質権者（C種種類株主と併せて以下、「C種種類株主等」という。）に対し、当該配当基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株主等と同順位で、C種種類株式1株につき、普通株式1株当たりの配当金に下記4.(2)に定める取得比率を乗じた額の金銭による剰余金の配当（かかる配当によりC種種類株式1株当たりに支払われる金銭を、以下、「C種種類配当金」という。）を行う。なお、C種種類配当金に各C種種類株主等が権利を有するC種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

2. 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、C種種類株主等に対し、普通株主等と同順位で、C種種類株式1株当たりにつき、普通株式1株当たりの残余財産の分配額に下記4.(2)に定める取得比率を乗じた額の金銭による残余財産の分配（かかる分配によりC種種類株式1株当たりに支払われる金銭を、以下、「C種残余財産分配金」という。）を行う。なお、C種残余財産分配金に各C種種類株主等が権利を有するC種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

3. 議決権

C種種類株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会及びC種種類株主を構成員とする種類株主総会において、議決権を有しない。

4. 普通株式を対価とする取得条項

- (1) 当社は、2017年7月1日以降、当社の取締役会が別に定める日が到来することをもって、法令の許容する範囲内において、C種種類株式1株当たりにつき、下記(2)に定める取得比率を乗じた数の普通株式を交付すると引換えに、C種種類株式の全部又は一部を取得することができる。なお、C種種類株式の一部を取得するときは、比例按分その他当社の取締役会が定める合理的な方法により、取得すべきC種種類株式を決定する。
- (2) C種種類株式の取得比率は100とする。

5. 譲渡制限

C種種類株式を譲渡により取得するには、当社の取締役会の承認を受けなければならない。

6. 株式の併合又は分割、株式無償割当て等

- (1) 当社は、株式の併合又は株式の分割をするときは、C種種類株式につき、普通株式と同時に同一の割合でこれを行う。
- (2) 当社は、株式無償割当て又は新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、本(2)において同じ。)無償割当てを行うときは、C種種類株主に対し、C種種類株式の株式無償割当て又はC種種類株式を目的とする新株予約権無償割当てを、普通株式を有する株主に対して行う普通株式の株式無償割当て又は普通株式を目的とする新株予約権無償割当てと、それぞれ同時に同一の割合(新株予約権における行使の目的たる株式数を同一にすることを含む。)で行う。
- (3) 当社は、株主に株式の割当てを受ける権利を与えて行う募集株式の発行(自己株式の処分を含む。)又は株主に新株予約権の割当てを受ける権利を与えて行う募集新株予約権の発行(自己新株予約権の処分を含む。)を行うときは、C種種類株主に対し、C種種類株式又はC種種類株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、普通株式を有する株主に対して与える普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利と、それぞれ同時に同一の割合(新株予約権における行使の目的たる株式数を同一にすることを含む。)で、実質的に公平な払込金額又は新株予約権の行使に際して出資される財産の価額により与える。
- (4) 上記(1)、(2)、(3)に定める場合を除き、当社は、C種種類株式について株式の分割若しくは併合又は株式無償割当て若しくは新株予約権無償割当てを行わず、また、C種種類株主に募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

7. 自己株式の取得に際しての売主追加請求権の排除

当社が株主総会の決議によってC種種類株主との合意により当該C種種類株主の有するC種種類株式の全部又は一部を取得する旨を決定する場合には、会社法第160条第2項及び第3項の規定を適用しないものとする。

8. 会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無

会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。

9. 議決権を有しないこととしている理由

資本増強にあたり、既存の株主への影響を考慮したためであります。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2018年4月1日～ 2018年6月30日	-	499,652	-	5,000	-	1,250

(注) C種種類株式については、2018年6月22日の取締役会において決議いたしました普通株式34,100千株を対価とする341千株の取得及び取得したC種種類株式の消却を本年7月23日に行いました。

[発行済株式残高]

	2018年6月30日現在	2018年7月23日現在
普通株式：	498,316千株	532,416千株
A種種類株式：	200千株	200千株
C種種類株式：	1,136千株	795千株
合計：	499,652千株	533,411千株

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（2018年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしています。

【発行済株式】

(2018年3月31日現在)

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	A種種類株式 200,000 C種種類株式 1,136,363	-	(1) 株式の総数等に記載のとおり
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,064,000	-	-
	(相互保有株式) 普通株式 7,500	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 496,706,400	4,967,064	-
単元未満株式	普通株式 538,658	-	-
発行済株式総数	499,652,921	-	-
総株主の議決権	-	4,967,064	-

- (注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が800株含まれています。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数が8個含まれています。
- 2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式が17株含まれています。
- 3 2018年6月22日開催の取締役会にて決議いたしました普通株式34,100,000株を対価とするC種種類株式341,000株の取得及び取得したC種種類株式の消却を本年7月23日に行いました。これにより、発行済株式総数は33,759,000株増加し、533,411,921株となっております。

【自己株式等】

(2018年3月31日現在)

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計(株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) シャープ(株)	堺市堺区匠町1番地	1,064,000	-	1,064,000	0.21
(相互保有株式) カンタツ(株)	栃木県矢板市片岡 1150番地23	6,500	-	6,500	0.00
シャープタカヤ電子工業(株)	岡山県浅口郡里庄町大字 里見3121番地の1	1,000	-	1,000	0.00
計	-	1,071,500	-	1,071,500	0.21

(注) 当第1四半期会計期間末日現在の自己保有株式数(単元未満株式を除く。)は1,065,600株です。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

## 第4 【経理の状況】

### 1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」といいます。)に基づいて作成しております。

なお、四半期連結財務諸表規則第5条の2第2項により、四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間(2018年4月1日から2018年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(2018年4月1日から2018年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、PWCあらた有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。



## 1 【四半期連結財務諸表】

## (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2018年6月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	2 422,302	2 305,269
受取手形及び売掛金	2 471,575	2 442,121
たな卸資産	2 219,714	2 252,086
その他	2 111,718	2 128,772
貸倒引当金	8,118	7,904
流動資産合計	1,217,193	1,120,345
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	2 625,263	2 636,057
機械装置及び運搬具	2 1,209,180	2 1,203,114
工具、器具及び備品	2 235,418	2 232,489
その他	2 187,032	2 185,786
減価償却累計額	1,828,299	1,834,716
有形固定資産合計	428,595	422,731
無形固定資産	44,797	45,849
投資その他の資産		
投資有価証券	2 172,061	2 172,477
その他	1, 2 45,792	1 72,339
投資その他の資産合計	217,854	244,816
固定資産合計	691,247	713,398
繰延資産	21	17
資産合計	1,908,461	1,833,762
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	384,966	347,361
電子記録債務	44,511	38,011
短期借入金	2 81,256	2 83,229
1年内償還予定の社債	10,000	10,000
賞与引当金	20,859	12,877
製品保証引当金	18,135	17,826
買付契約評価引当金	21,369	18,541
その他の引当金	21,015	20,263
その他	231,353	202,777
流動負債合計	833,467	750,889
固定負債		
社債	30,000	30,000
長期借入金	2 507,027	2 506,791
引当金	1,514	1,596
退職給付に係る負債	101,101	99,548
その他	33,637	41,317
固定負債合計	673,280	679,254
負債合計	1,506,748	1,430,144

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2018年6月30日)
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	5,000	5,000
資本剰余金	295,332	295,346
利益剰余金	204,906	203,016
自己株式	13,936	13,936
株主資本合計	491,302	489,426
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	16,876	16,418
繰延ヘッジ損益	3,205	516
為替換算調整勘定	47,302	46,276
退職給付に係る調整累計額	79,330	76,707
その他の包括利益累計額合計	112,961	107,081
新株予約権	106	134
非支配株主持分	23,265	21,138
純資産合計	401,713	403,617
負債純資産合計	1,908,461	1,833,762

## (2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

## 【四半期連結損益計算書】

## 【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自2017年4月1日 至2017年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自2018年4月1日 至2018年6月30日)
売上高	506,427	533,858
売上原価	413,860	431,174
売上総利益	92,566	102,683
販売費及び一般管理費	75,457	77,882
営業利益	17,108	24,801
営業外収益		
受取利息	517	624
受取配当金	700	779
固定資産賃貸料	1,092	1,039
為替差益	2,352	-
持分法による投資利益	582	-
その他	1,041	5,358
営業外収益合計	6,287	7,802
営業外費用		
支払利息	1,248	1,161
為替差損	-	4,638
持分法による投資損失	-	2,304
その他	4,964	3,213
営業外費用合計	6,212	11,317
経常利益	17,183	21,286
特別利益		
固定資産売却益	352	893
特別利益合計	352	893
特別損失		
固定資産除売却損	169	34
段階取得に係る差損	931	-
特別損失合計	1,101	34
税金等調整前四半期純利益	16,434	22,145
法人税、住民税及び事業税	2,957	6,005
法人税等調整額	728	1,804
法人税等合計	2,229	4,201
四半期純利益	14,205	17,943
非支配株主に帰属する四半期純損失( )	272	1,258
親会社株主に帰属する四半期純利益	14,477	19,202

【四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自2017年4月1日 至2017年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自2018年4月1日 至2018年6月30日)
四半期純利益	14,205	17,943
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	2,367	481
繰延ヘッジ損益	674	2,883
為替換算調整勘定	4,085	1,269
退職給付に係る調整額	2,828	2,618
持分法適用会社に対する持分相当額	76	481
その他の包括利益合計	8,530	5,808
四半期包括利益	22,735	23,752
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	22,901	25,082
非支配株主に係る四半期包括利益	166	1,330

## (3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自2017年4月1日 至2017年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自2018年4月1日 至2018年6月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前四半期純利益	16,434	22,145
減価償却費	15,941	18,969
受取利息及び受取配当金	1,218	1,403
支払利息	1,248	1,161
固定資産除売却損益(は益)	182	858
段階取得に係る差損益(は益)	931	-
持分法による投資損益(は益)	582	2,304
売上債権の増減額(は増加)	32,575	31,307
たな卸資産の増減額(は増加)	834	23,138
仕入債務の増減額(は減少)	8,767	45,651
未払費用の増減額(は減少)	9,529	15,420
賞与引当金の増減額(は減少)	8,377	8,076
その他	13,388	9,725
小計	5,079	28,387
利息及び配当金の受取額	1,366	3,929
利息の支払額	1,884	1,169
法人税等の支払額又は還付額(は支払)	4,908	6,731
営業活動によるキャッシュ・フロー	345	32,358
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
定期預金の預入による支出	13,162	6,728
定期預金の払戻による収入	4,270	5,906
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入	1,308	441
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	-	1,931
有形固定資産の取得による支出	14,179	49,627
無形固定資産の取得による支出	2,879	3,526
投資有価証券の取得による支出	116	5,521
その他	1,105	5,384
投資活動によるキャッシュ・フロー	23,420	66,371
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の純増減額(は減少)	871	2,419
長期借入金の返済による支出	25	325
配当金の支払額	-	21,011
その他	1,569	1,826
財務活動によるキャッシュ・フロー	2,465	20,743
現金及び現金同等物に係る換算差額	1,792	319
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	24,440	119,154
現金及び現金同等物の期首残高	453,477	404,001
連結の範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の増減額(は減少)	480	1,315
現金及び現金同等物の四半期末残高	1,428,557	1,286,162

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

当第1四半期連結累計期間(自2018年4月1日至2018年6月30日)

(1) 連結の範囲の重要な変更

前連結会計年度まで持分法適用非連結子会社であったSharp Hong Kong Limitedは、当第1四半期連結会計期間において、重要性が高まったため、連結の範囲に含めております。また、SAIGON STEC Co., LTD.は、当第1四半期連結会計期間において買収したため、連結の範囲に含めております。

(2) 持分法適用の範囲の重要な変更

該当事項はありません。

(会計方針の変更)

米国を除く在外連結子会社等において、当第1四半期連結会計期間よりIFRS第15号(顧客との契約から生じる収益)を適用しております。

当該会計基準の適用が四半期連結財務諸表に及ぼす影響は軽微であります。

(追加情報)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等の適用)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号平成30年2月16日)等を当第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

なお、前連結会計年度の連結貸借対照表についても、当該会計基準等を遡って適用し表示しております。

(四半期連結貸借対照表関係)

1 資産の金額から直接控除している貸倒引当金の額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2018年6月30日)
投資その他の資産のその他	2,095百万円	2,146百万円

2 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産及び担保付債務は、次のとおりであります。

担保に供している資産

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2018年6月30日)
現金及び預金	14,580百万円	15,085百万円
受取手形及び売掛金	70,936百万円	71,761百万円
たな卸資産	79,163百万円	81,320百万円
流動資産のその他	3,724百万円	3,011百万円
建物及び構築物	135,969百万円	135,966百万円
機械装置及び運搬具	31,256百万円	25,225百万円
工具、器具及び備品	1,662百万円	1,707百万円
有形固定資産のその他	79,137百万円	79,080百万円
投資有価証券	37,661百万円	36,812百万円
投資その他の資産のその他	157百万円	-百万円
計	454,249百万円	449,971百万円

担保付債務

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2018年6月30日)
短期借入金	7,744百万円	9,207百万円
長期借入金	426,693百万円	426,693百万円
計	434,437百万円	435,900百万円

前連結会計年度末及び当第1四半期連結会計期間末において担保に供している現金及び預金のうち9,499百万円は、スタンバイ信用状開設のための担保に供しております。また、上記の他、連結上相殺消去されている連結子会社株式の一部を、長期借入金の担保に供しております。

### 3 偶発債務

#### (1) 保証債務

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2018年6月30日)
従業員住宅資金借入に対する保証	8,191百万円	7,782百万円

#### (2) 電気等の供給に係る長期契約関連

前連結会計年度(2018年3月31日)

堺工場において電気等の供給につき、複数のサプライヤーとの間で長期契約を締結しております。当該契約の当連結会計年度末の未経過残高は合計で27,058百万円(残年数は最長で11年)となっており、いずれも中途解約は不能であります。

当第1四半期連結会計期間(2018年6月30日)

堺工場において電気等の供給につき、複数のサプライヤーとの間で長期契約を締結しております。当該契約の当第1四半期連結会計期間末の未経過残高は合計で25,708百万円(残年数は最長で10.75年)となっており、いずれも中途解約は不能であります。

### 4 出資コミットメント

2017年5月、当社はソフトバンク・ビジョン・ファンドへ出資者として参画する契約を締結いたしました。当社の出資コミットメントの総額は10億米ドルとなり、この契約に基づく払込未実行残高は次のとおりであります。(円換算は決算日の為替相場によっております。)

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2018年6月30日)
出資コミットメントの総額	105,270百万円	109,540百万円
払込実行残高	24,331百万円	28,083百万円
差引額	80,938百万円	81,456百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

#### 1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前第1四半期連結累計期間 (自2017年4月1日 至2017年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自2018年4月1日 至2018年6月30日)
現金及び預金勘定	466,092百万円	305,269百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	37,043百万円	19,106百万円
使途制限付預金(注)	492百万円	-百万円
現金及び現金同等物	428,557百万円	286,162百万円

(注) 前第1四半期連結累計期間の使途制限付預金は、関係会社株式の公開買付に用途が制限されている預金であります。

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自 2017年4月1日 至 2017年6月30日)

- 1 配当金支払額  
該当事項はありません。
- 2 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの  
該当事項はありません。
- 3 株主資本の金額の著しい変動  
該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの 配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年4月26日 取締役会	普通株式	利益剰余金	4,972	10	2018年3月31日	2018年5月30日
2018年4月26日 取締役会	A種種類株式	利益剰余金	14,983	74,916.50	2018年3月31日	2018年5月29日
2018年4月26日 取締役会	C種種類株式	利益剰余金	1,136	1,000	2018年3月31日	2018年5月30日

- 2 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの  
該当事項はありません。
- 3 株主資本の金額の著しい変動

当社は、2018年4月26日開催の取締役会決議に基づき、A種種類株式については1株につき74,916.50円の優先配当(累積未払配当金相当額の配当を含む)を実施するとともに、普通株式は1株につき10円及びC種種類株式は1株につき1,000円の配当を実施しました。

この結果、前連結会計年度末に比べ、利益剰余金が21,092百万円減少しております。



(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 2017年4月1日 至 2017年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	スマート ホーム	スマート ビジネス ソリューション	I o T エレクトロ デバイス	アドバンス ディスプレイ システム	計	調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
売上高							
外部顧客への売上高	127,169	71,228	75,903	232,125	506,427	-	506,427
セグメント間の内部 売上高又は振替高	3,049	958	7,356	17,534	28,899	28,899	-
計	130,218	72,186	83,259	249,659	535,326	28,899	506,427
セグメント利益	9,920	3,043	1,757	6,770	21,493	4,384	17,108

(注)1 セグメント利益の調整額 4,384百万円には、セグメント間取引消去17百万円及び各報告セグメントに配分していない全社費用 3,653百万円が含まれております。全社費用は、主に基礎的研究開発費及び当社の本社部門に係る費用であります。

2 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第1四半期連結累計期間(自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	スマート ホーム	スマート ビジネス ソリューション	I o T エレクトロ デバイス	アドバンス ディスプレイ システム	計	調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
売上高							
外部顧客への売上高	146,867	77,020	98,975	210,995	533,858	-	533,858
セグメント間の内部 売上高又は振替高	3,651	1,581	12,262	171	17,667	17,667	-
計	150,519	78,602	111,238	211,166	551,525	17,667	533,858
セグメント利益	11,892	3,673	993	10,535	27,094	2,293	24,801

(注)1 セグメント利益の調整額 2,293百万円には、セグメント間取引消去 83百万円及び各報告セグメントに配分していない全社費用 1,742百万円が含まれております。全社費用は、主に基礎的研究開発費及び当社の本社部門に係る費用であります。

2 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(企業結合等関係)

取得による企業結合

1 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 SAIGON STEC Co.,LTD.  
事業の内容 カメラモジュールの製造

(2) 企業結合を行った主な理由

スマートフォンやタブレット端末を中心に市場拡大が見込まれるカメラモジュール事業について、競争力の強化を目指すものです。

(3) 企業結合日

2018年4月13日

(4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

(5) 結合後企業の名称

SAIGON STEC Co.,LTD.

(6) 取得した議決権比率

51.0%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したことによるものです。

2 四半期連結累計期間に係る四半期連結損益計算書に含まれる被取得企業の業績の期間

2018年6月30日をみなし取得日としているため、当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結損益計算書に被取得企業の業績は含まれておりません。

3 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価	現金	331百万円
取得原価		331百万円

4 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれん金額

323百万円

なお、のれん金額は取得原価の配分が終了していないため、暫定的に算定した金額であります。

(2) 発生原因

今後の事業展開によって期待される超過収益力であります。

(3) 償却方法及び償却期間

1年間にわたる均等償却

## 共通支配下の取引等

### (当社エネルギーソリューション事業の吸収分割)

#### 1 取引の概要

##### (1) 対象となった事業の名称及びその事業の内容

当社のエネルギーソリューション事業(ただし、製造に関連する事業の一部( )を除く)  
堺事業所における太陽電池製品の製造及び奈良事業所における化合物太陽電池の製造に関する事業

##### (2) 企業結合日

2018年4月1日

##### (3) 企業結合の法的形式

当社を吸収分割会社とし、シャープエネルギーソリューション(株)(当社100%出資の連結子会社)を吸収分割承継会社とする吸収分割方式

##### (4) 結合後企業の名称

シャープエネルギーソリューション(株)

##### (5) その他取引の概要に関する事項

本吸収分割により、シャープエネルギーソリューション(株)は、太陽光発電システムの国内・海外すべての販売・施工からアフターサービスまでを手掛ける強みを活かして売上拡大を図るとともに、組織の簡素化や重複業務の合理化等を加速することにより収益性を向上してまいります。

#### 2 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

### (香港における国際購買業務の吸収分割)

#### 1 取引の概要

##### (1) 対象となった事業の名称及びその事業の内容

Sharp Electronics (Malaysia) Sdn. Bhd. (当社100%出資の連結子会社。以下、「SEM社」といいます。)の香港支店における国際購買業務

##### (2) 企業結合日

2018年4月1日

##### (3) 企業結合の法的形式

SEM社を吸収分割会社とし、Sharp Hong Kong Limited (当社100%出資の非連結子会社)を吸収分割承継会社とする吸収分割方式

##### (4) 結合後企業の名称

Sharp Hong Kong Limited

##### (5) その他取引の概要に関する事項

本吸収分割により、当社グループの香港・マカオ地域における組織・オペレーションの簡素化や重複業務の合理化等を進め、コスト削減を図ることで、収益性を向上してまいります。

#### 2 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益	21円52銭	29円22銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益 (百万円)	14,477	19,202
普通株主に帰属しない金額(百万円)	1,330	1,350
(うち優先配当額(百万円))	(1,330)	(1,350)
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純利益(百万円)	13,146	17,851
普通株式の期中平均株式数(千株)	610,894	610,887
(うち普通株式(千株))	(497,257)	(497,251)
(うち普通株式と同等の株式(千株))	(113,636)	(113,636)
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	17円74銭	23円25銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益調整額 (百万円)	1,330	1,350
(うち優先配当額(百万円))	(1,330)	(1,350)
普通株式増加数(千株)	205,353	214,942
(うちA種種類株式数(千株))	(205,353)	(214,942)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1株当たり四半期純利益の算定に含めなかつ た潜在株式で、前連結会計年度末から重要な 変動があったものの概要	2017年4月19日取締役会決議の 第1回新株予約権 (新株予約権の数811個)	2017年9月26日取締役会決議の 第2回新株予約権 (新株予約権の数453個)

(注) 1 C種種類株式は、剰余金の配当について普通株式と同順位であるため、その普通株式相当数を普通株式と同等の株式の株式数としております。

2 当社は2017年10月1日付で、普通株式及びC種種類株式についていずれも10株につき1株の割合で株式併合を実施しております。前連結会計年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益を算定しております。

(重要な後発事象)

(自己株式(C種類株式)の一部の取得及び消却)

当社は、2018年6月22日開催の取締役会において、自己株式(C種類株式)の一部の普通株式を対価とする取得条項に基づく取得及び自己株式(C種類株式)の消却について決議し、以下のとおり実施いたしました。

C種類株式の発行済株式の全部は、鴻海精密工業股份有限公司及びそのグループ企業の役員・従業員から構成された持株会社であるES Platform LP(以下、「ES」といいます。)により保有されています。ESから当社に対し、現在ESが保有しているC種類株式の約3割を目途に、普通株式を対価とする取得条項に基づき、当社がC種類株式を取得し、これと引換えに普通株式を交付することにつき要請がなされておりました。かかる要請を受けて、当社は、C種類株式の一部の普通株式を対価とする取得条項に基づく取得及び取得したC種類株式の消却について決議し、2018年7月23日に自己株式の取得及び消却を実施いたしました。

(1) C種類株式の一部の普通株式を対価とする取得条項に基づく取得

取得する株式の種類及び数

C種類株式(無議決権・普通株式を対価とする取得条項付株式、非上場株式)

341,000株(発行済C種類株式数 1,136,363株中)

交付する株式の種類及び数

普通株式 34,100,000株(C種類株式1株に対し普通株式100株)

取得条項に基づく取得日及び普通株式の交付日

2018年7月23日

(2) 自己株式(C種類株式)の消却

消却する自己株式の種類

C種類株式

消却する自己株式の数

C種類株式 341,000株(発行済C種類株式数 1,136,363株中)

消却日

2018年7月23日

## 2 【その他】

(当社に対する仲裁の申立て)

当社他2社は、液晶パネル製造会社(以下、「製造会社」といいます。)が製造するテレビ用液晶パネル(以下、「液晶パネル」といいます。)を商社を通じて購入していたSamsung Electronics Co., Ltd.(以下、「申立人」といいます。)から、製造会社が液晶パネル供給停止の通告を行ったことにより損害が生じたとして、損害賠償を求める仲裁を申し立てられております。

なお、当社は、上記取引について、申立人が締結した売買契約の当事者ではありません。

(剰余金の配当)

2018年4月26日開催の取締役会において、2018年3月31日最終の株主名簿に記録されている株主又は登録株式質権者に対し、次のとおり剰余金の配当(期末)を行うことを決議いたしました。

普通株式

配当金の総額	4,972百万円
1株当たりの金額	10円
支払請求の効力発生日及び支払開始日	2018年5月30日

A種種類株式

配当金の総額	14,983百万円
1株当たりの金額	74,916.50円
支払請求の効力発生日及び支払開始日	2018年5月29日

C種種類株式

配当金の総額	1,136百万円
1株当たりの金額	1,000円
支払請求の効力発生日及び支払開始日	2018年5月30日

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

2018年8月9日

シャープ株式会社  
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 友田 和彦 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 山 上 眞 人 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 山 本 憲 吾 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているシャープ株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（2018年4月1日から2018年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（2018年4月1日から2018年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、シャープ株式会社及び連結子会社の2018年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。  
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。